千葉市花見川区選挙管理委員会告示第21号

令和4年7月10日執行の参議院千葉県選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第62条第2項、第4項又は第5項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和4年6月22日

千葉市花見川区選挙管理委員会委員長 大 高 勝 利

区分	場所	日時
公職選挙法	千葉市花見川区役所内	
第62条第	千葉市花見川区	令和4年7月7日
2項の規定	選挙管理委員会事務局	午後5時15分
によるくじ		
公職選挙法	千葉市花見川区役所内	
第62条第	千葉市花見川区	令和4年7月7日
4項の規定	選挙管理委員会事務局	午後5時20分
によるくじ		
公職選挙法	千葉市花見川区役所内	
第62条第	千葉市花見川区	
5項の規定	選挙管理委員会事務局	事実発生の都度
によるくじ		